

事業に関する質問及び回答

R7.5更新

No.	分類	質問内容	回答
1	交付申請	補助基準額が1事業所等あたり30万円とあるが、申請は法人毎・事業所等どちらで行うべきか。	法人毎に申請願います。なお、様式1-1(経費所要額調書)、様式1-2(支出計画書)、様式1-3(事業計画書)については、事業所等毎に作成の上添付してください。なお、法人本部が一括して外国人介護職員に係る取組を行っている場合等は、外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分する等の対応をお願いします。
2	交付申請	同建物で有料・デイスサービス・ショートステイの事業を運営している場合(事業所番号はそれぞれ異なる)、申請時の事業所数は3つとカウントしてよいのか。	3事業所とカウントして申請願います。
3	申請全般	交付申請・実績報告書類について、「消費税及び地方消費税を除き作成すること」とあるが、総事業費について、税抜きの記載にすることか。	そのとおりです。様式1-1(経費所要額調書)、様式1-2(支出計画書)、様式5-1(経費所要額精算書、様式5-2(対象経費の精算額内訳)、補助事業に係る歳入歳出予算所(見込書)の抄本など、事業費を記載する書類について、税抜きの額にて記載願います。また、上記書類との整合が図られるよう、見積書、領収書等の書類についても、税抜き額が記載されたものをご準備ください。
4	交付申請	1法人あたりの申請事業所等数に制限はあるか。	制限はありませんが、交付申請額の総額が予算額を上回った場合は、1法人2事業所等を限度とし、選定にあたっては、外国人介護人材受入人数(受入予定含む)の多い上位2事業所等を優先します。
5	交付申請	支出計画書(様式1-2)について、申請時は概算で提出してもよいのか。	問題ありませんが、見積もりを徴収するなどして算定の上、できるだけ詳細な内容を記載してください。ただし、備品購入の後等に額に変更が生じた場合は、変更交付申請(補助対象経費の20%以内の変更の場合は報告)が必要となりますので、留意願います。(※交付決定後の増額は認められません)
6	交付決定	応募多数の場合の選考方法は決まっているか。	2の選定を行った後も、なお交付申請額の総額が予算額を上回る場合は、以下の順位で選考を行います。 ①外国人介護人材の受入(予定を含む)人数が多い法人、又は、外国人留学生の在籍人数が多い養成施設等 ②交付申請の受付順
7	事業全般	今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。	補助対象となりますが、交付申請時において、外国人介護人材の受入人数が確定していること、及び実績報告時において、受入対象者が確定していることを条件とし、このことを証明する書類を交付申請時及び実績報告時にそれぞれ添付いただく必要があります。 なお、実績報告時に事業所等において受入対象者が確定しないことが判明した場合は、変更交付申請又は事業中止(廃止)承認申請をしている場合を除き、交付要綱様式第6号により速やかに申請の取り下げをする必要があるため、留意願います。なお、取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。
8	申請全般	「雇用予定であることを証明する書類」とは具体的にどのようなものを指すか。	雇用計画書、内定通知書、雇用契約書等を指します。 なお、交付申請時に外国人介護職員の受入人数のみが確定しており、雇用計画書を提出の上、交付決定を受けた場合は、実績報告時において、内定通知書、雇用契約書等の「受入対象者が確定していることを証明する書類」の提出が必要となりますので、ご留意願います。
9	申請全般	交付要綱第12条第2項において、「実績報告時に事業所等において受入対象者が確定しないことが判明した場合は、様式第6号により速やかに申請の取り下げをしなければならない」とあるが、具体的にどのような手続きが想定されるか。	別紙(想定される手続き)をご参照ください。
10	申請全般	日本語学校に在籍しており、介護福祉士養成施設へ進学予定の外国人留学生数が申請時から減少した場合の手続きはどのようなになるか。	交付要綱第7条第1項に基づき変更交付申請(補助対象経費の20%以内の変更の場合は報告)を行う必要があります。
11	申請全般	同じ外国人留学生への取組について、介護福祉士養成施設と介護事業所がそれぞれ申請することは可能か。	取組内容に重複が生じていない場合は、それぞれが申請することは可能です。ただし、正式には申請後の審査時に判断することとなりますので、留意願います。
12	申請全般	同年度に、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けている場合は、補助対象となるか。	事業手引き2の(2)のア(ア)～(ウ)までの取組について、同年度、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けている場合は、対象となりません。ただし、当該事業による補助内容が、2の(2)のア(ア)～(ウ)までの取組内容と重複しない場合は対象となります。
13	事業全般	本事業以外の用途(他の補助事業や自主事業等)にも使用する共通的な経費は、対象となるか。	対象となりません。補助対象について、本事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、本事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から補助対象外となります。したがって、本事業以外の用途(他の補助事業や自主事業等)にも使用する共通的な経費は、本事業に係る経費のみを按分して適切に算出願います。

R7.5更新

No.	分類	質問内容	回答
14	事業全般	新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人介護職員の入国が遅れたことにより、今年度中に雇用できなかった場合でも、今年度中に実施した取組は補助対象となるか。	外国人介護職員を円滑に受け入れるための準備に係る取組を実施した場合は、補助対象となります。ただし、雇用できずとも、実績報告時までに補助対象者が確定している必要があり、確定しなかった場合は、変更交付申請又は事業中止(廃止)承認申請をしている場合を除き、申請取り下げを行う必要がありますので、留意願います。
15	事業全般	介護福祉士養成施設等の補助対象に、日本語学校は含まれるか。	含まれますが、在籍する(在籍予定を含む)外国人留學生が介護福祉士養成施設への入学を予定しており、本留學生に対して介護福祉士国家試験に合格するために必要な取組を行っている場合に限られるため、ご留意願います。なお、介護福祉士養成施設等とは、介護福祉士養成施設・介護福祉士学校(大学)・福祉系高校・日本語学校を指します。
16	事業全般	外国人介護職員を受け入れるにあたっての監理団体等への手数料は、補助対象となるか。	補助対象となりません。
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組			
17	対象経費	外国人介護職員の日本語学習について、zoomやskypeを活用したオンラインによる学習も補助対象となるか。	補助対象となります。
18	対象経費	オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、タブレット端末の購入費用は補助対象となるか。	補助対象となります。
19	対象経費	事業者が支払った日本語能力試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。また、日本語能力試験等に付き添いとして同行する日本人職員の旅費は補助対象となるか。	前者については補助対象となりますが、付き添いとして同行する職員の旅費は補助対象となりません。
20	対象経費	外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は補助対象となるか。	交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外となりますので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様とします。
21	対象経費	コミュニケーションの促進に資するような研修とは、どのような研修を指すか。	介護技能実習評価試験の評価者養成演習、介護職種の技能実習指導員講習等を指します。
外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組			
22	対象経費	事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。	介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。ただし、介護職員初任者研修受講支援事業(介護職員初任者研修受講料補助)、外国人介護人材資格取得支援事業(介護福祉士実務者研修受講料補助)との併給はできませんので、留意願います。
23	対象経費	数年後に介護福祉士実務者研修の受講を検討しているが、その場合補助対象として申請可能か。	補助対象年度内に申込・支払いまでを完了している場合は、補助対象として申請可能ですが、受講・申込・支払いが次年度以降となる場合は、対象外となります。
24	対象経費	介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修をセットで申込・支払いをしている場合で、受講は次年度になる場合は補助対象となるか。	補助対象年度内に申込・支払いまでを完了している場合は、補助対象として申請可能です。
25	対象経費	事業者が支払った技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。	補助対象となりません。技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであり、その受験料は外国人介護職員が介護福祉士の資格取得を目指すか否かにかかわらず発生する経費であるためです。
外国人介護職員の生活支援に必要な取組			
26	対象経費	自転車や家電(電子レンジ・洗濯機等)の購入、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱水道費は補助対象となるか。	外国人介護職員の生活支援を目的としている場合は、補助対象となります。
27	対象経費	補助対象経費に給料が含まれているが、受入れ事業所等職員の人件費も補助対象となるか。	補助対象となりません。受入れ事業所等職員の人件費で補助対象となるのは、通常支払われる給料とは別に、外国人介護職員の生活面のサポート(メンタルヘルスクア等)を行い、それに係る人件費等を職員に支払った場合に限ります。
28	対象経費	ホームシック対策として、インターネット回線を引いて(Wi-Fiの設置等)母国と連絡をとれるようにしたいが、この場合は補助対象となるか。	インターネット回線(Wi-Fi等)は、事業目的である外国人介護職員とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国介護職員への学習支援、メンタルヘルスクア等の生活支援のために、新たに導入したものは、補助対象となります。 ※上記以外の用途にもインターネット回線を用いる場合は、明細書等から当該事業の経費のみを明確に区分することができないことから、補助対象外となります。
在籍する留學生への教育の質の向上に必要な取組			
29	対象経費	養成施設等職員(教職員等)の給料等の人件費は補助対象となるか。	養成施設等職員(教職員等)の給料等の人件費に本補助金を充てることはできません。ただし、外部講師等の報償費については、補助対象となります。
30	対象経費	日本語学校において、外国人留學生に対する日本語学習支援に係る取組は補助対象となるか。	外国人留學生一般を対象とした日本語学習支援等は対象外となります。対象となるのは、外国人留學生が介護福祉士養成施設への進学を予定しており、本留學生に対して介護福祉士国家試験に合格するために必要な取組に限られます。
31	対象経費	介護福祉士国家試験の受験費用は補助対象となるか。	対象となりますが、他制度との併給はできませんので、留意願います。